

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和4年12月15日

【四半期会計期間】 第126期第3四半期(自 令和4年8月1日 至 令和4年10月31日)

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 Kin - E i Corp .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 中 耕 造

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤 下 修

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 藤 下 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第125期 第3四半期累計期間	第126期 第3四半期累計期間	第125期
会計期間	自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日	自 令和4年2月1日 至 令和4年10月31日	自 令和3年2月1日 至 令和4年1月31日
売上高 (千円)	2,188,019	2,488,836	3,001,191
経常利益 (千円)	144,675	154,988	159,058
四半期(当期)純利益 (千円)	103,718	120,900	108,018
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	564,200	564,200	564,200
発行済株式総数 (千株)	2,821	2,821	2,821
純資産額 (千円)	2,216,810	2,314,347	2,221,515
総資産額 (千円)	5,693,513	5,604,734	5,770,694
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	37.19	43.36	38.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			10.00
自己資本比率 (%)	38.9	41.3	38.5

回次	第125期 第3四半期会計期間	第126期 第3四半期会計期間
会計期間	自 令和3年8月1日 至 令和3年10月31日	自 令和4年8月1日 至 令和4年10月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	20.58	12.89

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載していません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第3四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大について依然として予断を許さない状況が続く中、ウイズコロナに向けた各種対策のもと景気は緩やかに持ち直す動きがみられました。しかしながら、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響により先行き不透明な状況が続いております。

この間、当社におきましては、当社施設を通じた新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、種々の対策を徹底、継続したうえで集客に努め、収入の確保を目指しました。これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高合計は2,488,836千円（前年同期比13.7%増）となり、費用面におきましても、部門別業績管理の徹底により、諸経費全般に亘って鋭意削減に努めました結果、営業利益は149,110千円（前年同期比20.4%増）となり、経常利益は154,988千円（前年同期比7.1%増）、四半期純利益は120,900千円（前年同期比16.6%増）となりました。

各セグメントの状況は次のとおりであります。

a. シネマ・アミューズメント事業

シネマ・アミューズメント事業部門におきましては、“ONE PIECE FILM RED” “名探偵コナン” “トップガン マーヴェリック” “ミニオンズ・フィーバー” “ジュラシックワールド/新たなる支配者” “余命10年” “キングダム2 遥かなる大地へ”などを上映して観客誘致に努めるとともに、感染予防対策を徹底したうえで販売促進活動を推進した結果、収入合計は988,244千円（前年同期比42.5%増）、営業原価控除後のセグメント利益は43,852千円（前年同期セグメント損失30,577千円）となりました。

同事業の収入等は次のとおりであります。

区分	単位	当第3四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年10月31日まで)	前年同期比(%)
劇場入場人員	千人	647	39.4
劇場収入	千円	896,071	42.3
娯楽場収入	千円	92,173	45.2
合計	千円	988,244	42.5

b. 不動産事業

不動産事業部門におきましては、計画的な設備等更新に取り組み、より安全・快適なビルづくりを推進するとともに、賃貸収入の確保に向けて空室部分への後継テナントの誘致に注力した結果、セグメント全体の収入合計は1,500,591千円（前年同期比0.4%増）となりましたが、営業原価控除後のセグメント利益は317,016千円（前年同期比13.7%減）となりました。

同事業の収入は次のとおりであります。

区分	単位	当第3四半期累計期間 (令和4年2月1日から 令和4年10月31日まで)	前年同期比(%)
不動産賃貸収入	千円	1,040,637	0.2
駐車場収入	千円	148,307	7.7
ビル共益費等収入	千円	292,920	2.3
その他の収入	千円	18,726	2.0
合計	千円	1,500,591	0.4

当第3四半期会計期間末における総資産は、有形固定資産の減少等により前期末に比較して165,959千円減少し、5,604,734千円となりました。負債は、短期借入金の返済等により、前期末に比較して258,791千円減少し、3,290,387千円となりました。純資産は、四半期純利益など利益剰余金の増加額が配当金の支払い等による減少額を上回ったため、前期末に比較して92,831千円増加し、2,314,347千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症は沈静化の様相を見せておりましたが、第8波の感染拡大が懸念されるなど、依然として予断を許さない状況が続くものと予想されます。当社といたしましては、引き続き当社施設を通じた感染拡大を防止するため、種々の対策を徹底、継続してまいります。その上で、シネマ・アミューズメント事業部門では、魅力ある作品の上映に努めるほか、安心・快適に映画を楽しんでいただけるよう計画的な設備更新に取り組んでまいります。さらに、「あべのハルカス」「あべのキューズモール」「天王寺ミオ」など周辺施設との共同販売促進策を推進するほか、簡単・便利な「チケット予約システム」、格安で映画をご覧いただける映画会員制度「アポロシネマメンバーズ」をアピールし、誘客に努めます。

また、不動産事業部門におきましては、テナント入居率の維持・向上による賃貸収入の確保を図るのももとより、引き続き設備更新・改良工事等を計画的に進めるなど、ビルのさらなる機能向上を図るとともに、省エネルギー化にも十分に配慮し、安全で快適な環境づくりに努めてまいります。加えて、「あべのアポロシネマ」との連携を推進し、一層の集客に注力してまいります。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和4年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年12月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,821,000	2,821,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	2,821,000	2,821,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和4年8月1日～ 令和4年10月31日	-	2,821	-	564,200	-	24,155

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,731,800	27,318	
単元未満株式	普通株式 56,800		
発行済株式総数	2,821,000		
総株主の議決権		27,318	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式93株が含まれております。

【自己株式等】

令和4年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きんえい	大阪市阿倍野区 阿倍野筋1 5 1	32,400		32,400	1.15
計		32,400		32,400	1.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(令和4年8月1日から令和4年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年1月31日)	当第3四半期会計期間 (令和4年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	84,524	82,804
売掛金	118,700	-
売掛金及び契約資産	-	103,528
商品	3,455	3,651
その他	566,313	606,938
貸倒引当金	771	580
流動資産合計	772,223	796,343
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,848,082	2,680,585
機械及び装置（純額）	29,159	34,296
工具、器具及び備品（純額）	98,684	73,934
土地	1,123,748	1,123,748
建設仮勘定	-	94
有形固定資産合計	4,099,674	3,912,658
無形固定資産	59,643	37,828
投資その他の資産		
差入保証金	801,958	815,746
その他	37,194	42,157
投資その他の資産合計	839,153	857,903
固定資産合計	4,998,471	4,808,391
資産合計	5,770,694	5,604,734
負債の部		
流動負債		
買掛金	102,917	68,455
短期借入金	450,000	350,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
未払法人税等	42,552	34,270
賞与引当金	5,400	11,500
その他	582,754	498,989
流動負債合計	1,258,624	1,038,215
固定負債		
長期借入金	393,750	337,500
退職給付引当金	72,196	67,892
受入保証金	1,529,907	1,554,077
資産除去債務	290,000	290,000
その他	4,700	2,702
固定負債合計	2,290,554	2,252,172
負債合計	3,549,178	3,290,387

(単位：千円)

	前事業年度 (令和4年1月31日)	当第3四半期会計期間 (令和4年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,200	564,200
資本剰余金	24,155	24,155
利益剰余金	1,741,439	1,834,454
自己株式	110,884	111,080
株主資本合計	2,218,910	2,311,729
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,604	2,617
評価・換算差額等合計	2,604	2,617
純資産合計	2,221,515	2,314,347
負債純資産合計	5,770,694	5,604,734

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期累計期間 (自令和3年2月1日 至令和3年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自令和4年2月1日 至令和4年10月31日)
売上高	2,188,019	2,488,836
営業原価	1,851,361	2,127,967
営業総利益	336,658	360,868
一般管理費	212,846	211,758
営業利益	123,811	149,110
営業外収益		
受取利息	788	1,234
受取配当金	176	194
違約金収入	4,903	6,998
雑収入	21,269	2,661
営業外収益合計	27,136	11,088
営業外費用		
支払利息	6,272	5,206
雑支出	-	4
営業外費用合計	6,272	5,210
経常利益	144,675	154,988
特別利益		
休業等の要請に伴う協力金	1 58,563	1 23,320
特別利益合計	58,563	23,320
特別損失		
固定資産除却損	26,048	3,552
臨時休館に伴う損失	2 27,189	-
特別損失合計	53,237	3,552
税引前四半期純利益	150,000	174,756
法人税、住民税及び事業税	51,078	55,658
法人税等調整額	4,796	1,803
法人税等合計	46,282	53,855
四半期純利益	103,718	120,900

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大は、依然として予断を許さない状況であります。このような状況が当事業年度(令和5年1月期)においても一定程度残るものと仮定しており、当該仮定を会計上の見積り(繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損会計等)に反映した結果、四半期財務諸表に与える影響はありませんでした。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

1 休業等の要請に伴う協力金

前第3四半期累計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた大阪府からの休業等の要請に応じたことによる協力金を、休業等の要請に伴う協力金として特別利益に計上しております。

当第3四半期累計期間(自 令和4年2月1日 至 令和4年10月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた大阪府からの休業等の要請に応じたことによる協力金を、休業等の要請に伴う協力金として特別利益に計上しております。

2 臨時休館に伴う損失

前第3四半期累計期間(自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)

新型コロナウイルス感染症拡大による政府の「緊急事態宣言」及びこれを受けた大阪府の「緊急事態措置」に基づき、「あべのアポシネマ」ほか該当施設の臨時休館を実施しました。当該臨時休館中に発生した固定費等(減価償却費ほか)に臨時性があると判断し、臨時休館に伴う損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年10月31日)
減価償却費	237,007千円	239,491千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年4月27日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和3年1月31日	令和3年4月28日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年10月31日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和4年4月26日 定時株主総会	普通株式	27,885	10.00	令和4年1月31日	令和4年4月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(令和3年2月1日から令和3年10月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・ア ミューズメント 事業	不動産事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	693,307	1,494,712	2,188,019	-	2,188,019
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	693,307	1,494,712	2,188,019	-	2,188,019
セグメント利益又は損失()	30,577	367,235	336,658	212,846	123,811

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益又は損失()は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年10月31日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	シネマ・ア ミューズメント 事業	不動産事業	計		
売上高					
劇場収入	896,071	-	896,071	-	896,071
ビル共益費等収入	-	292,920	292,920	-	292,920
娯楽場及びその他事業収入	92,173	18,726	110,899	-	110,899
顧客との契約から生じる収益	988,244	311,647	1,299,891	-	1,299,891
その他の収益	-	1,188,944	1,188,944	-	1,188,944
外部顧客への売上高	988,244	1,500,591	2,488,836	-	2,488,836
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	988,244	1,500,591	2,488,836	-	2,488,836
セグメント利益	43,852	317,016	360,868	211,758	149,110

(注) 1 セグメント利益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 令和3年2月1日 至 令和3年10月31日)	当第3四半期累計期間 (自 令和4年2月1日 至 令和4年10月31日)
1株当たり四半期純利益	37円19銭	43円36銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	103,718	120,900
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	103,718	120,900
普通株式の期中平均株式数(株)	2,788,572	2,788,520

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和4年12月14日

株式会社きんえい
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三浦宏和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きんえいの令和4年2月1日から令和5年1月31日までの第126期事業年度の第3四半期会計期間(令和4年8月1日から令和4年10月31日まで)及び第3四半期累計期間(令和4年2月1日から令和4年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きんえいの令和4年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められない

かどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。